

改 正 案

現 行

（基準期間がない法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千万円以上である法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度（第十一条第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

別表第一（第六条関係）

一〜六（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第

（基準期間がない法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千万円以上である法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度（第十一条第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

別表第一（第六条関係）

一〜六（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉事業法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉

二条第二項第四号、第五号若しくは第七号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設若しくは授産施設又は同条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項第二号（精神障害者社会復帰施設の種別）に規定する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を営営する事業において授産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ（略）
八十三（略）

別表第三（第三条、六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	(略)	根拠法	(略)
社会福祉法人	(略)	社会福祉法	(略)

二 (略)

事業法第二条第二項第三号、第四号若しくは第六号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設若しくは授産施設又は同条第三項第三号の三に規定する精神障害者社会復帰施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項第二号（精神障害者社会復帰施設の種別）に規定する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を営営する事業において授産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ（略）
八十三（略）

別表第三（第三条、六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	(略)	根拠法	(略)
社会福祉法人	(略)	社会福祉事業法	(略)

二 (略)